

# ストップ! 落書き

市、市民、事業者、建物所有者等が一体となって、「落書き」をなくしましょう!

あなたの心もよぎしれちやう



なげうりなご。

相模原市落書き行為の防止に関する条例

平成27年10月1日から施行

詳しい内容はこちらへアクセス! <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/bouhan/031173.html>



## 条例制定の目的

現在、「市が管理している施設」や「民間の施設」などに多くの落書き行為が行われ、市民の方々に不快感を与え、まちの美観が損なわれているほか、治安の悪化にもつながるおそれがあります。

市では、これらの事態を防ぎ、市民の方々が安心して快適に暮らすことができる環境を確保するため、「落書き行為の防止に関する条例」を制定し、落書きを防止するさまざまな取組みを進めていくこととしました。

## 条例の主な内容

### ▶落書き行為の定義（第2条）

条例において、「他人が所有し、占有し、又は管理する建物その他の工作物、土地又は立木の内、公衆の目に触れる部分に、権原のある者の承諾を得ることなく、文字、図形、模様等を書く行為」を“落書き行為”と定義しています。

### ▶市の責務（第4条）

「落書き行為を防止するために、必要な施策を実施していく」ことを市の責務としています。

### ▶建物所有者等の責務（第6条）

「所有・占有・管理を行っている建物等について、落書き行為を防止するために必要な措置を講じるよう努める」ことを建物所有者等の責務としています。

また、道路や公園、河川、駅前広場その他の公共の場所に所在する当該建物等に落書き行為が行われたときは、落書き行為が繰り返され、落書きの範囲が広がることがないように「当該落書きを速やかに消去するよう努める」こととしています。

### ▶落書き行為の禁止（第7条）

「何人も、落書き行為を行ってはならない」とし、条例に違反して落書き行為を行った場合には、5万円以下の罰金に処することを規定しています。

また、落書き行為は、民事上においても原状回復の責務を負うこととなります。

### 消去用具の貸出

市では、書かれてしまった落書きを消したい方に、溶剤や上塗り用塗料、ブラシなどの消去用具を貸し出しています。



「相模原市落書き行為の防止に関する条例」に関するお問い合わせ

**相模原市 市民局 生活安全課**

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 電話 042-769-8229 FAX 042-757-2941